

指定訪問看護ステーションすまいる
運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社アライブが開設する指定訪問看護ステーション（以下、「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下、「指定訪問看護」という。）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師・看護師又は准看護師等（以下、「看護職員等」という。）が、要介護状態（又は要支援状態）にある者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境に応じて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 ステーションは、事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションすまいる
- (2) 所在地 熊本県水俣市百間町 1-2-17

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者（看護師又は保健師） 1名

管理者は所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。

- (2) 看護職員（保健師、看護師又は准看護師） 常勤換算 2.5 名以上
看護職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 相当数
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、看護職員の代わりに看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

（営業日及び営業時間等）

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで
ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (3) 上記営業日・営業時間以外でも電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護の内容及び利用料その他の額）

第7条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときには、その額を利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 病状・障害・日常生活の観察
- (2) 口腔機能の維持向上
- (3) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (4) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (5) 床ずれの予防・処置
- (6) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (7) ターミナルケア
- (8) 認知症患者の看護
- (9) 療養生活や介護方法の指導
- (10) カテーテル等の管理
- (11) その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、下記の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置 20,000 円

- (2) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費はその実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

1 キロメートル当たり 50 円

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族（以下、「利用者等」という。）に対して事前に文書で説明をした上で、利用者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、水俣市、津奈木町、芦北町とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 看護職員等は指定訪問看護のサービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項における対応を行った場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録(事故・苦情・身体拘束に関する記録)を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社アライブと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。